旭川医科大学病院将来計画・再開発検討専門部会細則

（令和8年11月11日将来構想検討委員会委員長裁定）

（設置）

第1条　旭川医科大学将来構想検討委員会規程(平成16年旭医大達第10号)第7条の規定に基づき、旭川医科大学将来構想検討委員会（以下「将来構想検討委員会」という。）に病院将来計画・再開発検討専門部会（以下「部会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条　部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　病院の将来計画に関する企画及び立案に関すること。

(2)　病院再開発に係る施設整備計画及び移転等計画の策定及び実施に関すること。

(3)　病院再開発に係る学内関係部局及び関係委員会並びに学外関係機関との連絡調整に関すること。

(4)　その他病院の将来計画及び再開発に関すること。

（組織）

第3条　部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　病院長

(2)　副病院長　２人

(3)　病院長補佐　２人

(4)　診療科の教員　３人

(5)　中央診療施設の教職員　２人

(6)　看護部長

(7)　事務局長

(8)　その他部会長が必要と認めた者　若干人

2　前項第2号から第5号及び第8号の委員は、部会長の推薦に基づき、将来構想検討委員会の議を経て、学長が委嘱する。

（任期）

第4条　前条第1項第2号から第5号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（部会長）

第5条　部会に部会長を置き、第3条第1項第1号の者をもって充てる。

2　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条　部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2　部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

（小委員会）

第7条　部会に、必要に応じて具体的事項を審議するため小委員会を置くことができる。

（委員以外の者の出席）

第8条　部会が必要と認めたときは、部会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を

聴くことができる。

（庶務）

第9条　部会の庶務は、財務課において処理する。

（雑則）

第10条　この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この細則は、令和8年11月11日から施行する。

【制定理由】

第2期病院再開発に関する調査及び検討を行う組織として、病院将来計画・再開発検討専門部会を設置するため、必要な規定を整備するものである。